

生体機能イメージング共同利用実験実施に当たっての注意

本研究所磁気共鳴装置共同利用実験実施に当たっては、次のことに御留意の上、実施願います。

1. 来所計画について

共同利用実験実施の来所計画は、予算及び磁気共鳴装置の稼動状況との関係上、所内対応者と事前に十分打ち合わせてください。

2. 事前手続きについて

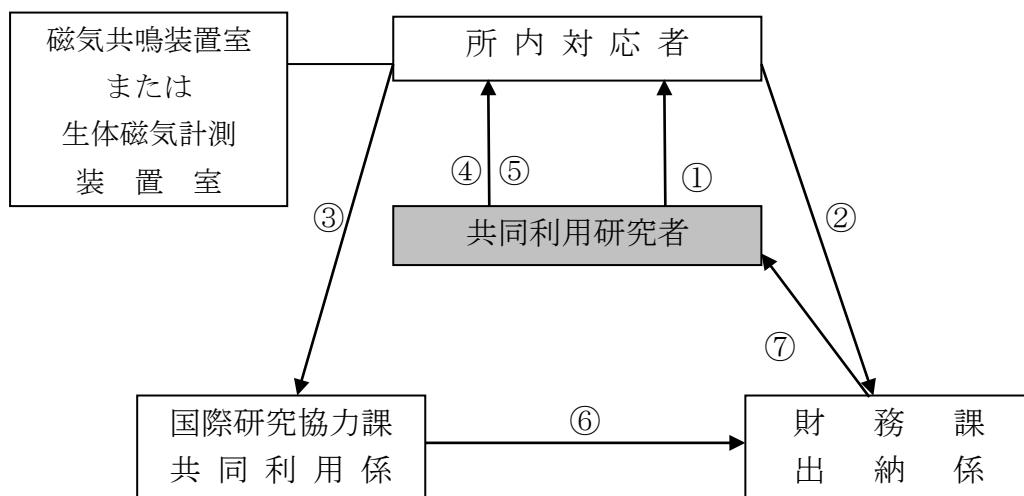
公募による磁気共鳴装置共同利用実験につきましては、提案代表者及び共同利用実験者が所属される機関への派遣依頼を廃止しましたので、提案代表者から共同利用実験者の方々へも周知していただき、手続き願います。

共同利用研究実施に当たっての事務手続きは、下図のとおり進められますので、諸手続きに相当の日数を要します。所内対応者から国際研究協力課共同利用係への出張手続き依頼（旅費申請の財務会計システムへの入力及び申請書の提出）は、来所の1週間前までに提出していただくこととしておりますので、計画は早めに立ててください。

また、初めて旅費の支給を受ける際には、「銀行振込口座登録依頼書」を所内対応者あてに3週間前までに提出（電子データ又は書面）してください。

「銀行振込口座登録依頼書」の記載に当たっては、所属機関・部局等を正確に記載願います。また、日本学術振興会、科学技術振興機構等の研究員の方で、大学等で研究中の方につきましては、大学等からの旅費計算となりますので、登録依頼書の「旅行者の所属機関・部局名」に日本学術振興会（○○大学○○学部）と、「旅行者の所属機関住所」には、研究中の○○大学○○学部の住所を記載願います。

様式については、生理学研究所ホームページ
(<http://www.nips.ac.jp/collabo/application.html>) の共同利用研究による様式を御利用ください。



① 打合せ（「銀行振込口座登録依頼書」の提出〔当該年度来所の初回のみ〕）

② 「銀行振込口座登録依頼書」の提出（来所の3週間前まで）

- ③ 旅費申請の入力及び申請書の提出（来所の 1 週間前まで）
- ④ 出張命令書（写）の提出（事前、または来所時に提出）
 - ※大学院生は指導教員から大学院生の派遣について（依頼）の提出（来所の 2 週間以上前まで）
 - ※学部学生は指導教員から学部学生の派遣について（申請）の提出（来所の 2 週間以上前まで）
- ⑤ 来 所
 - 出張報告書の提出**
 - ※旅費手続のため、旅費申請者は全員来所の都度提出）
- ⑥ 旅費支給手続き
- ⑦ 旅費支給

3. 宿泊施設について

岡崎共同利用研究者宿泊施設の利用を希望されるときは、所内対応者の研究室へ宿泊施設利用希望の連絡をしてください。
なお、研究会開催等により宿泊できないこともありますので、ご了承願います。

4. 来所に当たって

来所する際、守衛所でネームプレートの交付を受け、着用し入構してください。また、来所された際は、必ず所内対応者の研究室で旅費請求手続き（図の④）及び宿泊手続き（岡崎共同利用研究者宿泊施設利用の場合）を行ってください。

5. 旅費支給について

旅費については、来所時手続き終了後、銀行振込口座登録依頼書による届出の銀行口座に振り込みます。
なお、振込みまでの所要日数は、手続き終了後概ね 2 ヶ月です。

6. 研究報告・成果について

本研究による論文の別刷や校正刷りがあれば、1 部送付願います。
また、本研究を論文にされる場合は生理学研究所の共同利用研究として行われたことを明記してください。
例 “This study was supported by the Cooperative Study Program of National Institute for Physiological Sciences.”

本研究終了後 30 日以内に、本共同利用研究の実施報告を所長に提出していただきます。詳細は別途通知しますが、提出された報告は本研究所「生理研年報」に掲載することを御承知おき願います。

様式については生理研ホームページ
(<http://www.nips.ac.jp/research/collabo/application/>) の共同利用研究による様式を御利用ください。

7. 知的財産権の取扱いについて

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程に定めるところにより取扱うこととなります。

8. 保険の加入について

大学院生及び学部学生が共同利用研究のため来所する際には(財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険(付帯賠償責任保険を含む。) 又はこれと同等以上の保険に加入していることが条件となります。

9. 学部学生の取り扱いについて

研究補助者として認められた学部学生は、来所の 2 週間以上前に「学部学生の派遣について（申請）」を作成し所内対応教員を通して共同利用係へ提出していただきます。
共同利用係より回答書が届いた後、来所が可能となります。

※この手続きは、来所の都度行っていただきます。

※学部学生も、大学院生同様「8.保険の加入」が来所の際の条件となります。

10. その他

予算との関係上、年度末の 2 月及び 3 月の来所計画は、1 月上旬までに所内対応者へ連絡してください。

[担当課]

国際研究協力課 共同利用係

電話 (0564) 55-7133

[旅費支払関係]

財務課 出納係

電話 (0564) 55-7147